

2019年10月1日の消費税増税に伴うお知らせ

拝啓

平素より格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、弊社管理物件のご利用を頂き誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、2019年10月1日より消費税増税（現行8%から10%）となります。

これに伴いまして、ご入居者(契約者)様にご契約頂いております店舗・事務所、駐車場等の契約賃料におきましても2019年10月分賃料(9月末お支払い分)から消費税改定の上、ご請求させていただきます。

消費税率変更（10%）の対象となる契約請求項目は下記の通りとなっております。

- ・ 店舗、事務所賃料
- ・ 駐車場使用料（一部を除く）
- ・ 浄水器レンタル料
- ・ 口座振替手数料
- ・ 更新事務手数料
- ・ 物置使用料

上記項目が10月分賃料（9月末お支払い分）より消費税率改定後（10%）の金額にてご請求させていただきますので、何卒、宜しくお願い致します。

最後となりますが、本件に関する不明な点につきましては、下記記載の管理部業務課までお問い合わせ下さいますようお願い致します。

敬具

【問い合わせ先】

株式会社オクゼン不動産

管理業務課

092-591-8668